

令和元年農福観連携 6 次産業推進活性化事業

業務委託仕様書

1. (適用範囲)

本仕様書は、北大東村が実施する「令和元年農福観連携 6 次産業推進活性化事業」における業務委託に関し必要な事項を定めるものである。

2. (目的)

当事業では、令和 3 年度に竣工予定の農産物加工所を運営するため、島に定住を前提とする就労支援施設利用者を選抜することに加え、障がい者等の適正に応じて業務を振り分ける職場適応援助者育成の支援を目的とする。

3. (業務概要)

本業務は、次の事項について業務実施について、遂行可能な範囲で企画提案する。

(1) 就労支援施設利用候補者の募集と選抜

- ①当事業の周知方法を提案する。
- ②島への定住と就労支援施設（農産物加工所）の利用を希望する人材の募集方法を提案すること。
- ③一定期間の定住希望があり農産物加工所を就労支援として活用できる人材の選抜方法について提案する。
- ④当村での就労体験実習と地域交流活動の実施方法を提案する。
- ⑤就労支援施設利用候補者の選定方法を提案する。

(2) 職場適応援助者の育成を支援する

- ①就労支援施設での就労と職場適応援助者の資格取得を同時に希望する人材募集の方法を提案する。
- ②職場適応援助者の資格取得支援に関する方法を提案する。

※就労支援施設…令和 3 年度完成予定の農産物加工所

(3) その他本事業の目的遂行のため (1) (2) 以外の提案があればご提案ください。ただし、提示した 5. (予算) の範囲内で実行できるものに限りま。

4. (工期)

本業務の履行期限は、令和 2 年 3 月 23 日とする。

5. (予算)

2,775 千円以内（消費税込み）とする。

6. (報告書作成)

当事業において実施した内容及び実施内容によって得られた成果について実施報告書としてとりま

とめるものとする。

7. (成果品)

成果品は以下のとおりとする。

- 1) 実施報告書 10部

※1) 具体的な内容に関しては受託者と協議の上、定めるものとする。

8. (知的財産権等)

1) 機密保持

本仕様書に基づく作業等において、北大東村が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ。）及び契約履行過程で生じた納入成果物に関する情報を第三者に開示又は漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。なお、当該情報を第三者に開示する必要がある場合には、双方事前に協議し、村または受託者の承認を得ること。

2) 著作権

成果物の所有権及び著作権は北大東村に帰属する。ただし、本事業実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、事業者の責任と費用をもって処理する。

9. その他

- 1) 受託者は、業務執行に当たって、委託者と緊密な連携を持って行わなければならない。
- 2) 契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 3) 本仕様書に明記されていない事項で、業務の実施にあたり、必要となる事項については、北大東村及び事業者で協議の上決定する。